



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 5 日 (金)
号外第 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県県民栄誉賞表彰規則の一部を改正する規則 (44) (総務課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県県民荣誉賞表彰規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民荣誉賞の表彰を受けた後さらに荣誉を受け又は顕著な成績を収めた者に対して授与する県民特別荣誉賞を新設する。

2 規則の概要

(1) 県民荣誉賞の表彰を受けた後さらに荣誉を受け又は顕著な成績を収めた者に対して県民特別荣誉賞を授与する。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県県民荣誉賞表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

鳥取県県民荣誉賞表彰規則の一部を改正する規則

鳥取県県民荣誉賞表彰規則（平成4年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>県民荣誉賞及び県民特別荣誉賞</u>の表彰について必要な事項を定め、広く県民に敬愛され、社会に明るい希望と活力を与えるとともに鳥取県の名を高めたものについて、その荣誉をたたえて表彰し、もって県民の郷土意識の高揚に資することを目的とする。</p> <p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 <u>県民荣誉賞</u>の表彰は、次の各号のいずれかに該当する県民（県内に居住していた者を含む。）、県内に所在する団体等（以下「県民等」という。）であって、知事が、前条の目的に照らして表彰することを適当と認めるものに対して行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>県民特別荣誉賞の表彰は、県民荣誉賞の表彰を受けた者であって、その後さらに荣誉を受け又は顕著な成績を収めたものとして、知事が、前条の目的に照らして表彰することを適当と認めるものに対して行う。</u></p> <p>(欠格条項)</p> <p>第3条 県民等が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その他県民荣誉賞又は県民特別荣誉賞にふさわしくない</u>と知事が認めるものであるとき。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第5条 表彰は、<u>県民荣誉賞又は県民特別荣誉賞</u>を授</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>県民荣誉賞</u>の表彰について必要な事項を定め、広く県民に敬愛され、社会に明るい希望と活力を与えるとともに鳥取県の名を高めたものについて、その荣誉をたたえて表彰し、もって県民の郷土意識の高揚に資することを目的とする。</p> <p>(表彰の対象)</p> <p>第2条 <u>前条の表彰</u>（以下「表彰」という。）は、次の各号のいずれかに該当する県民（県内に居住していた者を含む。）、県内に所在する団体等（以下「県民等」という。）であって、知事が、前条の目的に照らして表彰することを適当と認めるものに対して行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第3条 県民等が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。</p> <p>(1) <u>この規則により、既に同一の事績で表彰を受けているとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>その他県民荣誉賞にふさわしくない</u>と知事が認めるものであるとき。</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第5条 表彰は、<u>県民荣誉賞</u>を授与して行う。</p>

与して行う。	
2 県民栄誉賞及び <u>県民特別栄誉賞</u> は、表彰状とする。	2 県民栄誉賞は、表彰状とする。
3 略	3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。